

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

墨田区長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険法に関する事務
②事務の概要	<p>1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下本評価書において「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①資格取得の届出②住所地特例に関する届出③被保険者証の再交付及び返還の申請④高齢受給者証の交付等の申請⑤被保険者の氏名変更の届出⑥被保険者の世帯変更の届出⑦世帯主の住所変更の届出⑧世帯主の変更の届出⑨資格喪失の届出⑩基準収入額による判定 <p>2 国民健康保険料の徴収業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険加入者の保険料徴収に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①国保加入者の口座振替手続②国保加入者の世帯構成の確認③国保加入者との交渉記録の整理・確認④国保加入者の転居・転出・転入の記録の確認⑤国保加入者の保険料の還付、充当事務⑥国保加入者の保険料の納付の確認⑦国保加入者の保険料の振込記録の確認⑧国保加入者への督促状発送事務⑨特別の事情に関する届出 <p>3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①限度額適用・標準負担額減額交付申請②食事療養標準負担額減額交付申請③特定疾病認定申請④高額療養費支給申請⑤高額介護合算療養費支給申請⑥特別療養費支給申請⑦移送費支給申請⑧第三者の行為による被害の届出に係る届出⑨出産育児一時金支給申請⑩葬祭費支給申請⑪結核・精神医療給付金支給申請

	<p>4 オンライン資格確認業務</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)又は「社会保険診療報酬支払基金」(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
<p>③システムの名称</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名	
1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル 7 収納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 <オンライン資格確認業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 30の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 <オンライン資格確認業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL:03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	墨田区区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民健康保険法の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法に基づき、保険の加入・喪失を行い、保険料の納入通知・納付書を交付する。	1 国民健康保険法の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報等を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2 国民健康保険料の徴収業務 特定個人情報ファイルにより、国民健康保険加入者の保険料徴収に係る事務を行っている。	2 国民健康保険料の徴収業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険加入者の保険料徴収に関する事務において取り扱う。	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①食事療養標準負担額減額認定申請 ②食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る申請 ③生活療養標準負担額減額認定申請 ④特別療養費支給申請 ⑤移送費支給申請 ⑥特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申請に係る申請 ⑦特定疾病認定申請 ⑧限度額適用認定の申請に係る申請 ⑨限度額適用・標準負担額減額認定の申請に係る申請 ⑩高額療養費支給申請 ⑪高額介護合算療養費支給申請 ⑫第三者の行為による被害の届出に係る届出 ⑬原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出	3 国民健康保険の保険給付業務 国民健康保険法及び番号法の規定に基づき、特定個人情報を国民健康保険の給付に関する事務において取り扱う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①限度額適用・標準負担額減額認定申請 ②食事療養標準負担額減額認定申請 ③特定疾病認定申請 ④高額療養費支給申請 ⑤高額介護合算療養費支給申請 ⑥特別療養費支給申請 ⑦移送費支給申請 ⑧第三者の行為による被害の届出に係る届出 ⑨出産育児一時金支給申請 ⑩葬祭費支給申請 ⑪結核・精神医療給付金支給申請	事後	
平成30年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 滞納管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ 5 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 国民健康保険資格・賦課ファイル 2 国民健康保険加入者ファイル 3 国民健康保険収納管理ファイル 4 国民健康保険滞納対策ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(別表第二における情報提供の根拠) ・1から4まで 5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80及び81.87及び88.93.95.97.106.109.120(別表第二における情報照会の根拠) ・42から45まで	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番42、43、44、45 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 墨田区民部国保年金課こくほ資格係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6121 2 国民健康保険料の徴収業務 墨田区民部国保年金課こくほ保険料係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6125 3 国民健康保険の保険給付業務 墨田区民部国保年金課こくほ給付係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6123	墨田区民部国保年金課 〒130-8648 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)	事後	
平成30年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
平成30年3月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月28日時点	事後	
平成30年3月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月28日時点	事後	
平成30年3月30日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和1年6月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月28日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月28日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月18日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策	-	追加項目	事後	様式変更による。
令和1年12月13日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条 別表第一の区長の部1の項、別表第二の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第一の1の項	事後	
令和1年12月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話: 03-5608-6241	墨田区民部国保年金課 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 Tel: 03-5608-6121(こくほ資格係) 03-5608-6125(こくほ保険料係) 03-5608-6123(こくほ給付係)	事後	
令和1年12月13日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和1年12月13日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	1 国民健康保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ 4 国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 5 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の区長の部1の項、別表第2の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1の1の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の区長の部1の項、別表第2の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1の1の項 ・オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 		
令和2年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番42、43、44、45</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p>	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>※ 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。</p> <p>【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、88の項は主務省令で定められていない。</p> <p>・オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月12日	III しいき値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月12日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和3年5月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1の区長の部1の項、別表第2の1の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1の1の項 ・オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ・オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第	事後	
令和3年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和3年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月31日時点	令和3年5月25日時点	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 3 国民健康保険の保険給付業務 ①限度額適用・標準負担額減額認定申請 ②食事療養標準負担額減額認定申請	1 国民健康保険の資格取得・喪失及び保険料の賦課事務 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報情報を国民健康保険の加入・喪失、保険料の納入通知・納付書の交付に関する事務において取り扱う。 3 国民健康保険の保険給付業務 ①限度額適用・標準負担額減額交付申請 ②食事療養標準負担額減額交付申請 4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、附則第5項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法第9条第2項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1 区長の部1の項 同条第2項 別表第2 1、1の2の項 ・墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 第2条 別表第1 1の項 第3条 別表第2 1、1の2、1の3、1の4、1の5の項 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 30の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※ 番号法第19条第7号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 42、43、44、45の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 45の項は主務省令で定められていない。 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ※ 番号法第19条第8号 別表第2 30、46、88の項は主務省令で定められていない。 ＜オンライン資格確認業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月25日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月25日時点	令和4年5月26日時点	事後	
令和4年6月16日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和5年6月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル	1 資格管理ファイル 2 資格状況履歴ファイル 3 前期高齢管理ファイル 4 国民健康保険料賦課情報ファイル 5 給付管理ファイル 6 滞納整理ファイル 7 収納管理ファイル	事後	
令和5年6月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月26日時点	令和5年6月5日時点	事後	
令和5年6月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月26日時点	令和5年6月5日時点	事後	
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	4 オンライン資格確認業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該仕組みのような他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会」（以下「国保連合会」という。）又は「社会保険診療報酬支払基金」（以下「支払基金」という。）（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認に係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月5日時点	令和6年1月25日時点	事後	
令和6年1月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月5日時点	令和6年1月25日時点	事後	